

財務省告示第三百五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年十一月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十二月九日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十回、第六十七回、第六十九回、第七十回、第七十二回、第七十四回、第八十五回及び第九十三回）及び利付国庫債券（三十年）（第十回、第十一回、第二十二回、第二十五回及び第二十六回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で千四百九十八億円 内訳（別表のとおり）					

七	八	九	十	十一
払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	発行日
千四百九十六億八千九百七十三	五千万円			
				平成二十年十一月二十八日
				平成二十年十一月二十八日
				す。の整数倍の金額によるものと
				額の記載又は記録は、最低額面金
				振替法の規定による振替口座簿
				の記載又は記録は、最低額面金と
				す。の整数倍の金額によるものと
				平成二十年十一月二十八日
				発行対象国債ごとに面金額
				発行対象国債ごとに面金額
				出た金額、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{寡入利回り格差}}{100}} \times \text{残存年数}$$

十二  
十三  
の経過  
払込利  
み子率

(一) (別表のとおり)  
 式は、寡入決定の通知を受けた者  
 十号により払込金額に加え、第二  
 十号に規定する期日に払い込  
 むものとする。

の率前  
 の率前  
 十行、  
 第十行、  
 の率前  
 の率前  
 十行、  
 の率前  
 の率前  
 十行、  
 の率前  
 の率前  
 十行、  
 の率前  
 の率前  
 十行、

(二) 発行時に  
 係る所得  
 税が源泉  
 徴収され  
 利息

十四 子利

償還金の期限  
償還金の額  
入札の基  
準とす  
る各発行  
の象  
利

第 十 号 規 定 の 支 払 期 日 後 の 各  
 行 対 象 債 券 の 支 払 期 日 後 の 各  
 と し、各 支 払 期 日 後 の 各  
 算 式 に、支 払 期 日 後 の 各  
 う 算 式 に、支 払 期 日 後 の 各  
 。 支 払 期 日 後 の 各  
 日 支 払 期 日 後 の 各  
 日 支 払 期 日 後 の 各  
 す 日 支 払 期 日 後 の 各

各 発 行 対 象 國 債 の 額 面 金 額 × 名  
 発 行 対 象 國 債 の 利 率 / 100 × 1  
 / 2

( 別 表 の と お り )  
 額 面 金 額 十 百 円 づ  
 平 成 二 十 一 年 一 月 二  
 日 本 証 券 業 協 会 が 發  
 行 した  
 債 券 額 十 百 円  
 の 各 發 行 対 象 國 債  
 の 単 利 利 回 り と す

十八 元利金支 日本銀行  
 十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 入札参加  
 払込期日 平成二十年十一月二十八日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行金額
(利付国庫債券) (第二十六年)五回)	一・九%	平成十年十二月二十五日	百一億円
(利付国庫債券) (第二十六年)七回)	一・九%	平成十年三月二十六日	八億円
(利付国庫債券) (第二十六年)九回)	二・一%	平成九年三月二十六日	十億円
(利付国庫債券) (第二十七年)二回)	二・一%	平成九年三月二十六日	二十六億円
(利付国庫債券) (第二十七年)四回)	二・一%	平成十年三月二十七日	一億円
(利付国庫債券) (第二十八年)五回)	二・一%	平成九年三月二十八日	三百三十億
(利付国庫債券) (第二十九年)三回)	二・〇%	平成九年三月二十九日	百五十億円
(利付国庫債券) (第三十年)回)	一・一%	平成九年四月二十五日	百二十五億
(利付国庫債券) (第三十一年)回)	一・七%	平成六年四月二十五日	二十五億円

（利付第三十年庫六） （利付第三十年庫五） （利付第三十年庫二） （回券）	（利付第三十年庫五） （回券）	（利付第三十年庫二） （回券）
二・四%	二・三%	二・五%
平成四年四月二十九日	平成四年四月二十八日	平成四年四月二十八日
二百七十億	百一十億	三百二十億